

平成 29 年度 福祉のまちづくりの推進状況

大 阪 府

目次

第1章 「福祉のまちづくり条例」の概要について	P 3
1. 「福祉のまちづくり条例」の概要	
第2章 府有施設の整備・改善	P 4
1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）	
2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）	
3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）	
第3章 市町村有施設の整備・改善	P 1 2
1. 市町村への要請等	
2. 市町村既存施設改善実施一覧	
3. 改善実施状況	
第4章 国有施設の整備・改善	P 1 4
1. 国の庁舎におけるバリアフリー化整備の状況	
第5章 民間施設の整備・改善	P 1 5
1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）	
2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画）	
3. 既存の施設におけるバリアフリー化の状況	
4. バリアフリー法による認定	
5. 整備・改善を促進させる施策等（その1：鉄道駅等）	
6. 整備・改善を促進させる施策等（その2：住宅等）	
7. 民間との連携によるバリアフリー情報の提供	
8. 車いす使用者用駐車区画の適正利用の取組み	
第6章 関連行政計画	P 2 9
1. 大阪府住宅まちづくりマスタープラン	
2. 第4次大阪府障がい者計画	
3. 大阪府高齢者計画2015	
第7章 福祉のまちづくり推進体制の整備	P 3 1
1. 大阪府福祉のまちづくり審議会	
2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議	
3. 市町村連絡会議等	
第8章 福祉のまちづくりの普及・啓発	P 3 3
1. ホームページでの情報提供	

1. 公共交通施設・建築物等のバリアフリー化の進捗について

第 1 章 「福祉のまちづくり条例」の概要について

1. 「福祉のまちづくり条例」の概要

【目的】

建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等の全ての都市施設を安全かつ容易に利用できるようにすることにより、福祉のまちづくりを進めること

【責務】

- 大阪府・・・施策を実施、市町村に助言・支援
- 事業者・・・施設が利用できるよう整備・維持・管理
- 府 民・・・理解と相互扶助の心を持って施策に協力

【施策】

都市施設（建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等）を対象に、施策を実施。

- 施策の基本方針
- ・府民の気運の醸成
 - ・都市環境の整備
 - ・社会参加への支援
 - ・自立して暮らせる地域社会づくり

啓発・学習の促進

推進体制の整備

財政上の措置

【バリアフリー法からの委任事項】

バリアフリー法第 14 条第 3 項（条例への委任事項）に基づいて、法を上回る対象施設・基準に関し、福祉のまちづくり条例第 3 章（第 10 条～第 30 条）を定めている。

これにより、一定の用途・規模の建築物を建築する際に、基準への適合義務を課し、建築確認申請において審査を行うことで、基準の遵守を求めている。

【事前協議等】

福祉のまちづくり条例では、事業者が設置する都市施設のうち、一定の用途・規模の都市施設について、事前協議・工事完了届の手続きを求めている。 [府独自制度]

【改善計画等】

知事が要請したときは、事業者は、維持保全・管理する施設のうち、一定の用途・規模の都市施設について、現況調査・改善計画の作成・改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。 [府独自制度]

第2章 府有施設の整備・改善

1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）

ア. 新設の主な施設（平成29年度完成分）

- ・大阪府天満警察署
- ・大阪府動物愛護管理センター

イ. 既存施設を含めた府有施設（建築物）の整備状況

不特定多数の方が利用される府有建築物について、現行条例に定める移動等円滑化基準への適合状況は次のとおりである。

府民がよく利用する主な府有建築物 227 棟における、利用の際に必要な性の高い主な部位別の整備状況を表-1 に示す。

表-1 主な府有建築物のバリアフリー整備状況

調査対象施設棟数：227 棟				
主な整備項目	適合率		整備基準への適合を要する棟数	整備基準適合棟数
		前年度		
出入口	86%	85%	227	195
敷地内の通路	46%	43%	198	92
廊下	60%	59%	185	111
階段	57%	57%	176	101
便所	17%	17%	210	36
※車いす使用者用便房設置	86%	85%		181
※オストメイト対応便房設置	30%	30%		64
標識	58%	56%	215	124
案内設備	63%	66%	215	136
エレベーターの構造	19%	16%	169	32
※エレベーター設置棟数	56%	58%		94
附属駐車場	71%	71%	181	128

【参考】独立行政法人（府大・市大） 調査対象施設棟数：206 棟				
主な整備項目	適合率		整備基準への適合を要する棟数	整備基準適合棟数
		前年度		
出入口	77%	77%	206	160
敷地内の通路	99%	99%	206	205
廊下	99%	99%	150	149
階段	22%	22%	123	27
便所	—	—	—	—
※車いす使用者用便房設置	55%	55%	132	73
※オストメイト対応便房設置	22%	21%		29
標識	適宜設置			
案内設備	適宜設置			
エレベーター	—	—	—	—
※基準適合エレベーター	56%	55%	121	68
附属駐車場	適宜設置			

(参考) 表-1補足資料

(平成30年3月末)

主な整備項目	建 物 用 途										合 計 【()内は適合率】 (今年度/前年度)
	庁舎	府民センタービル	府税事務所	保健所	警察署	福祉施設	医療施設	図書館・博物館等	スポーツ施設	その他の主な施設 〔注①〕	
調査対象施設棟数	10	8	5	12	65	12	2	6	4	103	227
出入口	10	8	5	12	53	11	2	6	4	84	195棟 (86%/85%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[8]	[5]	[12]	[65]	[12]	[2]	[6]	[4]	[103]	[227棟]
敷地内の通路	8	5	2	11	17	6	1	2	3	37	92棟 (46%/43%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[7]	[4]	[12]	[52]	[8]	[1]	[6]	[4]	[94]	[198棟]
廊下	8	4	3	12	28	10	2	5	4	35	111棟 (60%/59%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[7]	[3]	[12]	[65]	[12]	[2]	[5]	[4]	[65]	[185棟]
階段	9	5	3	12	23	11	1	5	3	29	101棟 (57%/57%)
整備基準への適合を要する棟数	[9]	[8]	[3]	[12]	[65]	[12]	[2]	[5]	[4]	[56]	[176棟]
便所 (全基準適合)	4	2	2	7	7	4	1	1	0	8	36棟 (17%/17%)
※車いす利用者用便所設置棟数	10	8	4	12	46	12	2	6	4	77	181棟 (86%/85%)
※オストメイト対応設備設置棟数	7	7	3	10	7	5	2	2	2	19	64棟 (30%/30%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[8]	[5]	[12]	[65]	[12]	[2]	[6]	[4]	[86]	[210棟]
標識	9	5	3	10	34	9	1	5	2	46	124棟 (58%/56%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[8]	[5]	[12]	[65]	[12]	[2]	[6]	[4]	[91]	[215棟]
案内設備	7	5	1	9	47	7	2	6	4	48	136棟 (63%/66%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[8]	[5]	[12]	[65]	[12]	[2]	[6]	[4]	[91]	[215棟]
エレベーターの構造 (全基準適合)	2	1	0	5	10	5	0	0	0	9	32棟 (19%/16%)
※エレベーター設置棟数	8	8	2	7	23	9	2	4	3	28	94棟 (56%/58%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[8]	[3]	[12]	[65]	[12]	[2]	[5]	[4]	[50]	[169棟]
附属駐車場	8	8	2	10	32	9	1	5	3	50	128 (71%/71%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[8]	[3]	[12]	[64]	[12]	[1]	[5]	[3]	[65]	[181棟]
合計 (延べ棟数 (適合分))	65	43	21	88	251	72	11	35	23	346	952棟
全棟数 (延べ棟数)	85	70	36	108	571	104	16	50	35	701	1776棟
建物用途別 適合率〔注②〕	(76%)	(61%)	(56%)	(81%)	(44%)	(69%)	(69%)	(70%)	(66%)	(49%)	(54%)

注①「その他の主な施設」には、職業訓練施設、土木施設、水道施設、公園施設などが含まれている。

注②主な施設の、「主な整備項目」に対する、適合している項目数の割合を表す。

※オストメイト対応設備：オストメイト（手術を受けて人工肛門・人工膀胱保有者となった方のこと）の利用に配慮し、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、または、これにかわる洗浄装置。

2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）

ア. 府営住宅

高齢者をはじめ、障がい者、子育て世帯など、誰もが安心して暮らせるために、さまざまな取組みを進めている。「大阪府営住宅ストック活用計画（平成28年12月改定、計画期間：平成28年度から37年度までの10年間）」において、バリアフリー化率の目標を平成37年度末：65%以上とし、府営住宅の整備等を推進している。

【計画改定時の状況（平成27年度末）】

バリアフリー化された住宅の割合は全ストックの45.6%〔58,298戸〕

【目標（平成37年度末）】

バリアフリー化された住宅の割合は全ストックの65%以上

【目標達成に向けた事業量】

	区分	事業量
建替事業	あいあい住宅等（MAIハウス含む）	8,000戸
	MAIハウス	170戸
改善事業	車いす常用者向け改善事業	
	中層エレベーター設置事業	2,650基
	団地内バリアフリー化事業	7団地
	住戸内バリアフリー化事業	12,000戸

（住戸のバリアフリー化状況 平成29年度末時点）

	あいあい住宅等		車いす常用者世帯向け改善事業	住戸内バリアフリー化事業	合計
		MAIハウス			
計画・目標 大阪府営住宅ストック総合活用計画 H28～37年度	8,000戸	170戸		12,000戸	20,170戸
H28年度	1,696戸	35戸	3戸	1,578戸	3,312戸
H29年度	1,261戸	33戸	0戸	785戸	2,079戸
バリアフリー化された住宅戸数（A）					60,746戸
府営住宅管理戸数（全ストック）（B）					123,153戸
バリアフリー化された住宅の割合（バリアフリー化率）（A/B）					49.3%

○あいあい住宅

高齢者をはじめ誰もが住みやすいように、浴槽部分の落とし込み、浴室・便所の手すり設置、住戸内部の段差解消等を行った住宅

○OMA I ハウス

入居者の身体特性に応じて、流し台・洗面台の高さ、浴室の手すりの位置等を調節できる車いす常用者世帯向けの住宅

○住戸内バリアフリー化事業

既存住戸のうち、バリアフリー化されていないすべての住宅を対象に、室内段差の解消、玄関・浴室・便所への手すり設置、スイッチの改善などを行う事業

○車いす常用者世帯向け改善事業

既存住戸について、車いす常用者世帯が生活しやすいように、スロープの設置や浴室・便所等の改善を行う事業

(共用部分のバリアフリー化状況 平成 29 年度末時点)

	中層エレベーター設置事業	団地内バリアフリー化事業
計画・目標 大阪府営住宅ストック総合活用計画 H28～37 年度	2,650 基	7 団地
H28 年度	36 基	0 団地
H29 年度	218 基	0 団地

○中層エレベーター設置事業

エレベーターの設置されていない中層住宅を対象に、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、エレベーターの設置を行う事業

○団地内バリアフリー化事業

団地内の屋外通路の段差について、より安全に安心して通行できるよう、手すりの設置やスロープ、階段の整備を行う事業

イ. 府立高等学校・支援学校

平成4年度より、福祉仕様エレベーターの設置を、平成6年度より福祉対応改善（スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等）を実施している。

（改善実施校数）

	府立高等学校		府立支援学校
	福祉仕様エレベーターの設置	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等
H27年度	4校	2校	1校
H28年度	4校	2校	2校
H29年度	0校	2校	1校
累計 (29年度末時点)	98校	134校	23校

※ 対象府立高等学校総数 138校 (平成29年度末時点)
 対象府立支援学校総数 46校 (平成29年度末時点)

3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）

ア. 道路

（A）府が管理する道路の整備

「大阪府都市整備中期計画（案）」に基づき、交通事故を未然に防止し、誰もが安全で安心できる交通環境を確保するため、歩道の段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を実施した。

	歩道の段差改善 (段差 2cm を標準)	視覚障がい者誘導用 ブロック設置(※)
府内総数	33,553 箇所	33,803 箇所
整備実績	26,702 箇所	11,055 箇所
整備率	79.6 %	32.7 %

※ 歩道切下げ部、立体横断施設昇降口への設置

イ. 信号機

(A) 視覚障がい者用付加装置の整備

歩行者用信号機の青時間帯に音響を出し、視覚障がい者に横断のタイミングを知らせる装置を整備した。

	整備基数
H27 年度	22 基 (新設 15 基・更新 7 基)
H28 年度	26 基 (新設 10 基・更新 16 基)
H29 年度	36 基 (新設 22 基・更新 14 基)
整備総数 (H29 年度末時点)	1,579 基

※基数は制御基数で計上。

(B) 音響式歩行者誘導付加装置の整備

視覚障がい者等の歩行者に対して、音声等により歩行者用信号が青信号に変わったことを知らせる装置を整備した。

	整備基数
H27 年度	1 基
H28 年度	0 基
H29 年度	0 基
整備総数 (H29 年度末時点)	138 基

※基数は制御基数で計上。

(C) 高齢者等感応式信号機の整備

高齢者、身体障がい者等が所持する携帯用発信機 (ペンダント型) 又は信号柱等に設置している押しボタン箱の押しボタンを押すと、横断歩行者秒数 (青秒数) が通常より 5 ~10 秒長くなる信号制御システムを整備した。

	整備基数
H27 年度	0 基
H28 年度	0 基
H29 年度	2 基 (新設 1 基・更新 1 基)
整備総数 (H29 年度末時点)	364 基

※基数は制御基数で計上。

(D) 歩車分離式信号の整備

歩行者と車両が交錯することにより交通事故の発生が懸念される交差点において、歩行者と車両の通行を時間的に分離する歩車分離式信号を整備した。

	整備数
H27 年度	15 交差点
H28 年度	14 交差点
H29 年度	14 交差点
整備総数 (H29 年度末時点)	974 交差点

※ 整備数は交差点数で計上。

ウ. 公園

府営公園のユニバーサルデザイン・バリアフリー化

高齢者や障がい者などを含む全ての人々の利用に配慮した府営公園とするため、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進します。(多目的トイレ・出入口の改修・ヒーリングガーデンナー・案内板・ベンチ等)

(過去の実績)

- 平成 27 年度 . . . 3 箇所
- 平成 28 年度 . . . 4 箇所
- 平成 29 年度 . . . 4 箇所

第3章 市町村有施設の整備・改善

1. 市町村への要請等

各市町村に対して、適宜、適切な適合状況の把握と改善の推進及び市町村施設のバリアフリー情報について、積極的な情報発信に関する要請を行った。

2. 市町村既存施設改善実施一覧（平成30年3月末時点 大阪市を除く）

条例制定以前からの市町村有既存施設に対して、条例施行当時（平成5年4月）の整備基準への適合状況について調査した結果は次表のとおりである。

建 物 用 途	施設数	適合施設数	適合率 (%)
集会所等	515	102	19.81
官公庁	193	56	29.02
児童福祉施設等	140	48	34.29
病院・診療所	31	12	38.71
その他	296	72	24.32
計	1,175	290	24.68
※() 内は H28 年度末時点での結果	(1,141)	(285)	(24.98)

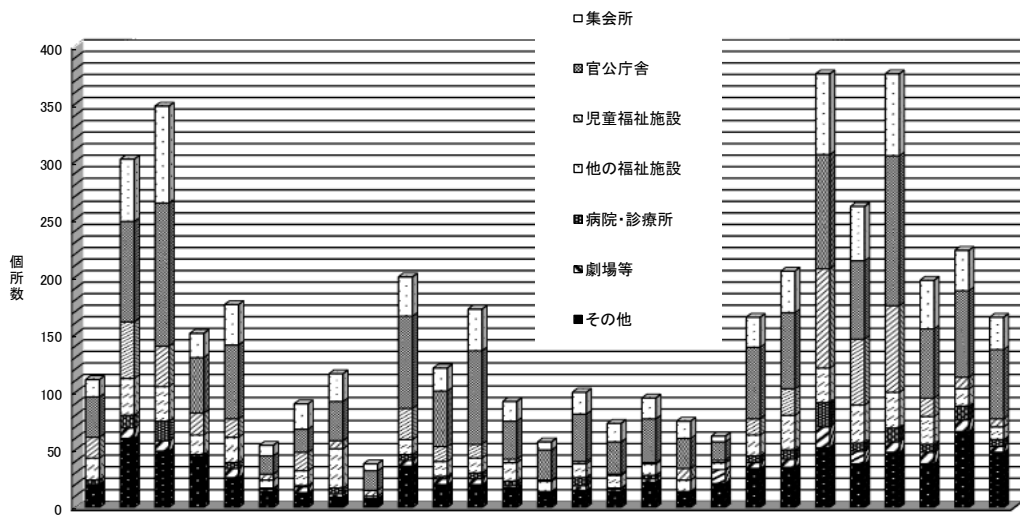
3. 改善実施状況（平成 30 年 3 月末時点 大阪市を除く）

条例制定以前からの市町村有既存施設については、平成 11 年度末までに 5,677 棟の報告があり、うち撤去、閉館した施設等を除く 5,383 棟について改善計画が策定された。

これまでの改善状況について、下記のグラフで用途別にみると、官公庁舎が最も多く延べ 1,658 箇所、集会所の延べ 1023 箇所、児童福祉施設の延べ 547 箇所、他の福祉施設の延べ 542 箇所の改善が実施されている。

改善部位別にみると、建築物の出入口部分における誘導ブロック設置は 376 箇所、便所における洗面器水栓の改修は 460 箇所、車いす便所の設置は 410 箇所と進んでいる。一方で、構造的に改修が困難な回り階段の改修は 41 箇所、エレベーターの乗降ロビーの幅及び奥行き確保は 73 箇所となっている。

用途別・部位別 既存の市町村施設の改善状況



	通路幅拡幅		スロープ整備		誘導ブロック		溝蓋		出入口扉改修		転回スペース		スロープ整備		手すり設置		回り階段改修		手すり設置		段鼻		誘導ブロック		福祉型改修		乗降ロビー		点字案内		チャイム案内		案内標示		出入口改修		車いす対応		出入口幅拡幅		出入口段差解消		洗面器水栓		小便器手すり		車いす便所		案内標示		車いすスペース		案内標示		合計																																																																																																																																																																																												
	16	59	96	29	41	9	22	27	8	39	24	48	34	18	34	31	35	22	5	43	61	96	65	89	72	45	36	1023	35	93	133	52	69	16	20	36	17	85	56	99	35	29	44	33	44	36	16	86	68	130	86	133	65	79		65	1658	18	50	36	19	16	5	16	7	5	27	13	12	3	1	2	1	10	2	14	25	91	58	75	20	12	8	547	19	34	31	17	22	7	13	34	2	13	14	14	17	10	13	12	11	13	6	31	37	35	42	34	25	21	15	542	4	11	17	2	5	1	1	5	0	5	2	7	4	1	7	1	3	0	0	8	8	25	8	12	7	12	7	160	1	9	11	2	8	2	5	3	2	5	6	6	2	1	8	2	7	7	12	25	7	22	12	9	11	12	6	203	19	63	53	43	28	14	14	10	7	37	23	30	19	13	16	23	24	27	22	49	39	61	43	58	45	71	52	888	112	318	376	163	189	54	91	122	41	211	137	216	114	73	124	103	133	117	63	256	245	460	314	410	245	253	190	5024	H30年3月末時点	(H29年3月末時点)	1158	(1152)	267	(267)	605	(604)	547	(512)	117	(113)	63	(63)	1930	(1882)	443	(431)	5130
集会所	16	59	96	29	41	9	22	27	8	39	24	48	34	18	34	31	35	22	5	43	61	96	65	89	72	45	36	1023	35	93	133	52	69	16	20	36	17	85	56	99	35	29	44	33	44	36	16	86	68	130	86	133	65	79	65	1658	18	50	36	19	16	5	16	7	5	27	13	12	3	1	2	1	10	2	14	25	91	58	75	20	12	8	547	19	34	31	17	22	7	13	34	2	13	14	14	17	10	13	12	11	13	6	31	37	35	42	34	25	21	15	542	4	11	17	2	5	1	1	5	0	5	2	7	4	1	7	1	3	0	0	8	8	25	8	12	7	12	7	160	1	9	11	2	8	2	5	3	2	5	6	6	2	1	8	2	7	7	12	25	7	22	12	9	11	12	6	203	19	63	53	43	28	14	14	10	7	37	23	30	19	13	16	23	24	27	22	49	39	61	43	58	45	71	52	888	112	318	376	163	189	54	91	122	41	211	137	216	114	73	124	103	133	117	63	256	245	460	314	410	245	253	190	5024	H30年3月末時点	(H29年3月末時点)	1158	(1152)	267	(267)	605	(604)	547	(512)	117	(113)	63	(63)	1930	(1882)	443	(431)	5130	(5024)

第4章 国有施設の整備・改善

1. 国の庁舎におけるバリアフリー化整備の状況

国土交通省近畿地方整備局では、ユニバーサル社会の実現を目指して、不特定かつ多数の者が利用する官庁施設においては、高齢者、障害者あるいは子ども連れ等を含むすべての人が安全に、安心して、円滑かつ快適に施設を利用できることを目指したバリアフリー化を推進している。

平成26年度末時点での近畿地方整備局におけるバリアフリー化の状況は、以下のとおりである。

	割合 (%)	
	近畿管内	大阪府内
車いす利用者用駐車施設の整備状況	96.2	96.4
窓口までの経路のバリアフリー化状況		
段差解消（スロープ等の設置）の状況	100.0	100.0
視覚障害者誘導用ブロックの整備状況	87.4	88.9
車いす利用者便所の整備状況	99.0	98.2
エレベーターの設置状況（2階以上の建物対象）	69.3	86.5

《備考》

- ・ 近畿管内のデータは近畿地方整備局管内の合同庁舎、法務総合庁舎、税務署、区検察庁、法務局、職業安定所等の不特定かつ多数の者が利用する窓口業務を行う官署が入居する官庁施設209棟を対象。
- ・ 大阪府内のデータは、近畿管内のデータの内数（55棟）。
- ・ 平成27年度以降は実態把握を行っていない。

第5章 民間施設の整備・改善

1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）

ア. 基準適合義務

建築物の新築・改築・増築・用途変更を行う際は、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させる義務が課せられている。（基準への適合義務：バリアフリー法第14条第1項、条例への委任：同条第3項）

基準に関する審査は、計画時には建築基準法に基づく建築確認申請において行い、建築物の完成時には同法に基づく完了検査において行う。

【対象用途・規模】

用途区分	対象規模
学校	すべて
病院又は診療所	
集会場又は公会堂（※1）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）（※3）	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500㎡以上
展示場	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	床面積の合計 1,000㎡以上
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 2,000㎡以上又は住戸の数 20戸以上（※2）
共同住宅（※3）	
寄宿舎	床面積の合計 2,000㎡以上又は住戸の数 50戸以上
公共用歩廊	床面積の合計 2,000㎡以上

- (※1) 集会場は、床面積が 200 m²以上の集会室があるものに限る。
- (※2) 2000m²未満かつ 20～49 戸においては、地上階にある出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。
- (※3) 平成 27 年 7 月 1 日施行で条例改正を行った。

イ. 事前協議・完了届

バリアフリー法第 14 条第 1 項による基準適合義務を課す対象建築物の他に、福祉のまちづくり条例においては、事業者が設置する都市施設のうち、下記の施設について、施設が設置される際に事前協議・工事完了届の手続きを課している。

【対象用途・規模】

用途区分	対象規模	協議先
集会場(床面積が 200 m ² 以上の集会室があるものを除く。)	すべて	市町村
火葬場		
コンビニエンスストア	床面積の合計 100 m ² 以上 200 m ² 未満	
事務所	床面積の合計 500 m ² 以上	
ダンスホール	床面積の合計 1,000 m ² 以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50 m ² 以上 200 m ² 未満	
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の合計 3,000 m ² 以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計 300 m ² 以上	
消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街	すべて	
道路法第 2 条第 1 項に規定する道路		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園		
遊園地、動物園又は植物園		
港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地		
海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの		

2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画等）

ア. 適合状況調査

条例を施行した際に既に存していた特定施設の事業者（管理者）に対し、整備基準に適合しているかどうかの調査を平成5年度から実施し、平成7年度までに25,612施設の事業者に適合状況調査報告を依頼し、その後も報告依頼を重ねた結果、報告施設数は19,189施設となった。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、事務所、鉄道駅舎、地下街、銀行・信用金庫等で報告率が高く、公衆浴場、工場、遊技場等で報告率が低い。

適合状況調査の依頼数と報告数

用途	施設数	依頼施設数 (A)	報告施設数(B)		報告率(%) (B/A)
			対象施設数	対象外施設数	
学校		1,007	944	42	97.9
博物館・美術館・図書館		45	33	10	95.6
病院・診療所		1,698	1,170	342	89.1
公会堂・集会場		509	207	119	64.1
児童老人福祉施設等		851	730	40	90.5
飲食店・物販店		7,855	1,657	3,311	63.3
体育館・スポーツ練習場		276	208	28	85.5
劇場・映画館・観覧場		144	68	39	74.3
展示場		-	6	-	-
遊技場		813	71	324	48.6
公衆浴場		127	26	19	35.4
宿泊施設		889	380	107	54.8
共同住宅		2,557	1,631	294	75.3
特定郵便局		993	961	32	100
電気・ガス・電気通信事業の営業所		160	111	34	90.6
銀行・信用金庫等		2,555	2,453	83	99.3
冠婚葬祭施設		107	32	41	68.2
事務所		915	594	321	100
工場		2,156	605	337	43.7
寄宿舍		1,290	239	942	91.6
鉄道駅舎		369	369	0	100
地下街		6	6	0	100
駐車場（一般公共用）		290	155	68	76.9
計		25,612	12,656	6,533	74.9
			19,189		

イ. 改善計画

適合状況調査により、対象となることが判明した 12,656 施設に対し、平成 6 年度から改善計画の作成及び届出を依頼した結果、11 年度までに 8,602 施設 (9,677 棟) の改善計画の届出があった。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、鉄道駅舎、地下街、博物館・美術館・図書館で届出率が高く、工場、遊技場、劇場・映画館・観覧場などで届出率が低い。

改善計画の依頼数と届出数

用途	施設数 (A)	届出状況			備考 改善計画 届出棟数
		届出内容 (B)		届出率 (%) (B/A)	
		改善計画届 出施設数	撤去、廃業 等施設数		
学校	944	631	27	69.7	1,567
博物館・美術館・図書館	33	28	3	93.9	32
病院・診療所	1,170	707	90	68.1	828
公会堂・集会場	207	106	14	58	107
児童老人福祉施設等	730	495	16	70	601
飲食店・物販店	1,657	922	126	63.2	952
体育館・スポーツ練習場	208	102	13	55.3	108
劇場・映画館・観覧場	68	28	1	42.6	26
展示場	6	3	0	50	3
遊技場	71	26	3	40.8	25
公衆浴場	26	9	4	50	12
宿泊施設	380	184	24	54.7	194
共同住宅	1,631	764	19	48	809
特定郵便局	961	958	3	100	944
電気・ガス・電気通信事業の営業所	111	89	12	91	90
銀行・信用金庫等	2,453	1,791	65	75.7	1,809
冠婚葬祭施設	32	24	2	81.3	27
事務所	594	446	10	76.8	470
工場	605	215	15	38	459
寄宿舍	239	153	17	71.1	161
鉄道駅舎	369	369	0	100	370
地下街	6	6	0	100	9
駐車場 (一般公共用)	155	75	7	52.9	74
合計	12,656	8,131	471	68	9,677
		8,602			

ウ. 定期報告

改善計画の届出のあった施設は、2年毎に改善工事の実施状況を報告するよう求めており、届出のあった9,677棟^(注)のうち、平成28,29年度の2ヵ年で、改善及び廃業等を行ったものを除く4,759棟に対し依頼を行い、3,427棟の報告を受けた。

改善完了施設は、下表のとおり、特定郵便局、銀行・信用金庫、学校等を中心に、合計2,078棟になった。

注) 改善計画に基づく、定期報告提出および進捗把握については、棟数にて把握。

(1 施設の中に複数棟を有するものがあり、棟毎で改善が進捗し、定期報告されるため。)

定期報告の依頼数と報告数、完了数

H29年度末現在(棟)

用途	2ヵ年の報告状況 (H28・29年度)				依頼総数と現在の完了状況			
	2ヵ年 依頼数 (A)	報告内容(B)		報告 回収率 (%) (B/A)	依頼総数(C) (H8~29年度)		完了数 (H29年度報 告後時点) (E)	完了率 (%) (E/C-D)
		改善状況 報告	撤去、 廃業等		撤去 廃業等” (D)			
学校	1,011	804	37	83.2	1,567	298	321	25.3
博物館・美術館・図書館	22	20	0	90.9	32	6	4	15.4
病院・診療所	372	263	30	78.8	827	344	132	27.3
公会堂・集会場	65	43	7	77.6	107	39	11	16.2
児童福祉施設等	370	225	21	75.5	600	92	181	35.6
飲食店	87	28	4	36.8	145	57	8	9.1
物販店	363	171	48	62.6	809	414	70	17.7
体育館・スポーツ練習場	50	34	1	72.5	109	49	11	18.3
劇場・映画館・観覧場	2	0	2	100.0	26	23	2	66.7
展示場	2	1	1	100.0	2	1	1	100.0
遊技場	11	3	2	25.0	25	11	5	35.7
公衆浴場	6	3	1	66.7	12	6	0	0.0
宿泊施設	95	47	11	57.4	194	94	10	10.0
共同住宅	628	364	8	66.6	810	71	126	17.1
特定郵便局	484	236	13	56.5	940	69	400	45.9
電気・ガス・電気通信事業の営業所	9	3	1	88.9	89	65	16	66.7
銀行・信用金庫等	650	491	75	80.6	1,810	706	574	52.0
冠婚葬祭施設	17	12	1	70.6	27	7	4	20.0
事務所	226	162	32	85.0	474	226	51	20.6
工場	219	132	9	74.7	459	173	75	26.2
寄宿舍	48	28	9	76.5	160	77	43	51.8
地下街	1	1	0	100.0	9	1	7	87.5
駐車場(一般公共用)	20	13	2	81.8	74	34	19	47.5
合計		3,112	315		9,307	2,863	2,078	32.0
(カッコ内は昨年実績値)	4,759	3,427		72.0	(9,307)	(2,750)	(2,022)	(31.0)

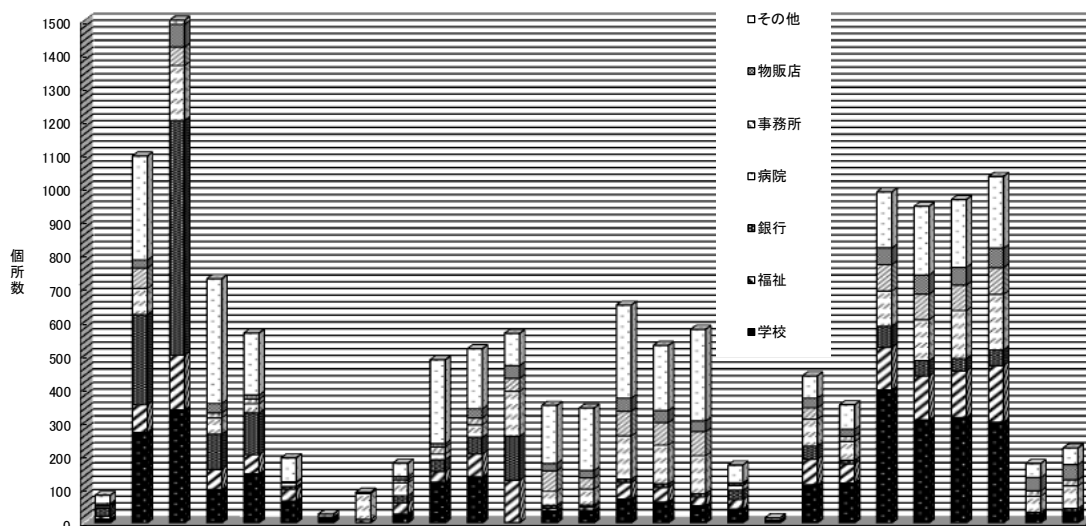
※鉄道駅舎に関しては、運輸局において整備状況を把握しているため、定期報告対象外

エ. 改善実績状況(用途別・部別)

下記のグラフにおける用途別の改善状況の累計をみると、学校が最も多く、延べ3,147箇所(29年3月末時点)の改善が実施され、次に、病院の延べ1,887箇所、銀行の延べ1,804箇所の改善が実施されている。

また、部別別の改善状況の累計を見ると、建築物出入口の視覚障がい者誘導ブロック整備が最も多く、建築物出入口のスロープ整備、便所の案内標示の順に整備が進んでいる。

民間既存施設の用途別・部別改善状況



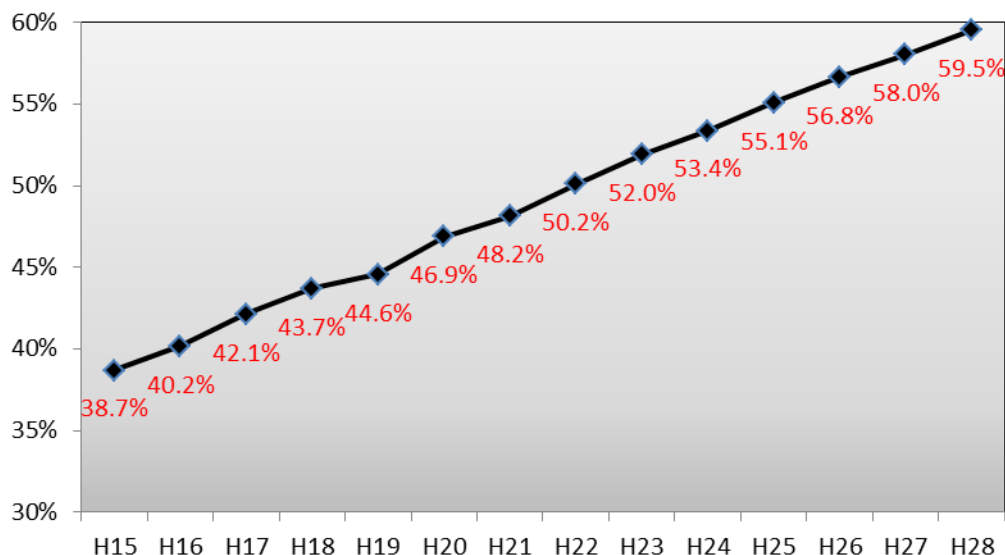
	通路幅拡幅	スロープ整備	誘導ブロック	溝蓋	出入口扉改修	スロープ整備	転回スペース	手すり設置	回り階段改修	手すり設置	段鼻	誘導ブロック	福祉型改修	乗降ロビー	点字案内	チャイム案内	案内標示	出入口改修	車いす対応	居室	客席	出入口幅拡幅	出入口段差解消	洗面器水栓	便所手すり	車いす便房	案内標示	車いすスペース	案内標示	駐車場	合計
	建築物の出入口					廊下			階段				エレベーター				居室		便所							駐車場		合計			
学校	12	270	338	100	147	66	6	2	27	122	138	2	37	38	72	63	52	42	6	114	119	397	308	315	301	24	29	3147			
福祉	9	83	163	60	57	35	5	9	33	32	68	126	8	10	49	43	26	28	0	77	58	127	131	139	169	1	5	1551			
銀行	24	269	700	105	125	8	2	0	22	35	50	131	8	6	10	11	10	28	0	39	11	63	46	37	47	7	10	1804			
病院	6	78	164	49	27	11	3	77	38	17	37	134	42	47	129	116	113	14	0	80	55	105	122	143	165	48	67	1887			
事務所	1	61	55	15	14	2	0	1	9	21	21	39	61	34	74	67	72	6	2	34	16	79	76	76	80	16	18	950			
物販店	6	24	68	28	12	1	2	0	10	10	27	38	22	22	39	36	32	2	1	29	21	50	57	53	58	40	46	734			
その他	25	310	499	372	185	72	9	3	40	250	179	96	173	186	277	194	273	53	7	66	73	167	205	202	214	42	49	4221			
合計	83	1095	1987	729	567	195	27	92	179	487	520	566	351	343	650	530	578	173	16	439	353	988	945	965	1034	178	224	14294			
H30年3月末時点					4461			314			1752				2452	173	16								4724	402		14294			
(H29年3月末時点)					(4443)			(310)			(1714)				(2392)	(168)	(16)								(4700)	(415)		(14158)			

3. 既存の施設におけるバリアフリー化の状況

平成 28 年度実績で、2,000 m²以上の特別特定建築物の総ストックの約 59.5%（※）についてバリアフリー化が図られている。

※大阪府推計

建築物のバリアフリー化の推移(民間施設)

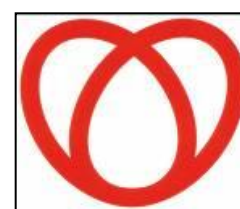


4. バリアフリー法による認定

バリアフリー法の利用円滑化誘導基準に適合する場合、申請により知事等が認定しており、23 年間で 198 件の認定を行った。

バリアフリー法（旧ハートビル法含む）認定件数 (件)

年度	民間施設	公共施設	合計
H 7～H 2 0	8 7	2 7	1 1 4
H 2 1	9	0	9
H 2 2	6	0	6
H 2 3	4	3	7
H 2 4	1 4	0	1 4
H 2 5	6	0	6
H 2 6	7	0	7
H 2 7	9	0	9
H 2 8	9	0	9
H 2 9	1 7	0	1 7
合計	1 6 8	3 0	1 9 8



(ハートビルマーク)

5. 整備・改善を推進させる施策等（その1：鉄道駅等）

【鉄道駅のバリアフリー化状況】

（A）バリアフリー法における目標

バリアフリー法基本方針では、平成22年までに、1日あたりの平均的な利用者数5000人以上の全ての鉄道駅について、段差の解消（エレベーター・エスカレーターの設置）や、視覚障がい者の転落を防止するための設備の整備、障がい者対応型便所の設置等移動等円滑化を実施することを目標としていた。

平成23年3月に改定された基本方針では、平成32年度までに、1日あたりの平均的な利用者数3000人以上の全ての鉄道駅について、移動等円滑化することを目標とすることを、新たに規定している。

（B）府内の鉄道駅舎の状況（H29.3末時点）

	駅数	
		うち 段差解消駅
利用者数 3,000 人/日以上駅（府内）	431	401（93.0%）
全駅（府内）	512	462（90.2%）

ア. 鉄道駅舎へのエレベーター設置

（A）鉄道駅舎へのエレベーター補助制度

（大阪府鉄道駅バリアフリー化整備設備費補助）

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が公共交通機関を利用しやすいよう設備の改善を図り、福祉のまちづくりの推進に資するため、鉄道事業者が行う駅舎へのエレベーターの整備に対し、平成13年度より補助を実施している。

	補助駅数	内訳
H26 年度	0 駅	—
H27 年度	0 駅	—
H28 年度	1 駅	J R 西日本 東羽衣駅
H29 年度	0 駅	—
累計 (H13~H29 年度)	6 8 駅	

(B) 連立事業に伴う鉄道駅舎へのエレベーター等の設置

連続立体交差化事業は、大阪府が事業主体となり、地元市、鉄道事業者と協力して、鉄道の一定区間を連続して立体交差化し、一挙に踏切を除却する事業である。本事業による鉄道の高架化に伴い、駅舎も高架駅となるが、その際、「福祉のまちづくり条例」に適合したエレベーター等の整備を行っている。

事業完了駅（平成5年度以降）

- ・ 京阪本線・交野線 寝屋川市駅・枚方市駅
- ・ 阪急京都線 高槻市駅
- ・ 阪急宝塚線 曾根駅・岡町駅・豊中駅
- ・ 南海本線 松ノ浜駅・泉大津駅・岸和田駅・泉佐野駅
- ・ J R おおさか東線 長瀬駅

※ 事業実施中 9 駅

- ・ 近鉄奈良線 若江岩田駅・河内花園駅・東花園駅
- ・ 南海本線・高師浜線 羽衣駅・高石駅
- ・ 京阪本線 香里園駅・光善寺駅・枚方公園駅
- ・ 阪急京都線 摂津市駅

イ. 鉄道駅の可動式ホーム柵設置

(A) 鉄道駅の可動式ホーム柵補助制度

(大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助)

障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るとともに、鉄道利用者の安全を確保するため、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵整備事業に対し、平成23年度より補助を実施している。

	補助駅数	内訳
H23	1 駅	大阪市交 門真南駅
H24～26 年度	0 駅	—
H27 年度	2 駅	J R 西日本 京橋駅・高槻駅
H28 年度	6 駅	J R 西日本 大阪駅・高槻駅（継続） 阪急 十三駅 北急 千里中央駅・桃山台駅・緑地公園駅
H29 年度	1 駅	阪急 十三駅（継続）
累計 (H23～H29 年度)	10 駅	

ウ. バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進

【目的・背景】

バリアフリー法では、旧交通バリアフリー法の時代から、重点的かつ一体的に地区のバリアフリー化を推進するため、地域住民や、高齢者、障がい者、事業者等参画のもと、市町村によるバリアフリー基本構想作成の推進を掲げている。

地区におけるバリアフリー化の方針や具体的な事業内容等を定める基本構想を作成することにより、計画的なバリアフリー化の推進が図られることとなるため、大阪府としても、これまで、積極的な作成を要請してきたところであるが、近年、特に、作成した基本構想の進捗管理や、新法に基づく基本構想への見直し等、地区の実情に応じたフォローアップが重要であることを踏まえ、市町村に対し、定期的に訪問し、基本構想の見直し等働きかけを行っている。

【近年の基本構想作成実績】

平成 24 年度	松原市	「近鉄河内天美駅周辺地区」「近鉄布忍駅周辺地区」 「近鉄高見ノ里駅周辺地区」「近鉄河内松原駅周辺地区」
	泉南市	「南海樽井駅周辺地区」「J R 新家駅周辺地区」
	泉佐野市	「南海羽倉崎駅周辺地区」
平成 25 年度	羽曳野市	「近鉄恵我ノ荘駅周辺地区」
	高石市	「南海羽衣駅周辺地区」
平成 26 年度	大東市	「住道駅周辺地区」、「野崎駅周辺地区」、「四條畷駅周辺地区」
平成 27 年度	茨木市	「南茨木駅周辺地区」「総持寺駅周辺地区」 「JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」
	堺市	「泉北高速梅・美木多駅周辺地区」、「J R 津久野駅周辺地区」
平成 28 年度	富田林市	「近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区」
平成 29 年度	吹田市	「南吹田地区」

作成済み地区数（累計）	3 2 市 1 町	1 3 5 地区
-------------	-----------	----------

6. 整備・改善を推進させる施策等（その2：住宅等）

ア. 民間住宅の誘導

(A) 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（国・府補助事業）

高齢者単身・夫婦世帯等向けの居住の安定を図るため、住宅共用施設や住戸専有部分について段差解消や手すりの設置などバリアフリー化の誘導を行うとともに、防犯性の向上に配慮した基準を満たした良質な賃貸住宅の供給に努め、建設する者に対して補助を実施した。（平成25年度まで）

管理開始年度	管理戸数
H24年度	173戸
H25年度	47戸
H13～25年度	2,871戸

(B) サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度

「高齢者の居住安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準を満たし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録情報を閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。

【登録実績】 H30. 3 末時点 24,763 戸（うち政令・中核市：14,985 戸）

(C) サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助制度

大阪府内（政令市、中核市を除く。）において、低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るとともに、住宅に入居する高齢者世帯に対して家賃の一部を事業者に補助することにより、高齢者の居住の安定確保に資することを目的する。（平成25年度まで）

【認定実績】 H24年度 272戸
H25年度 300戸

(D) 高齢者・障がい者向け住宅改造相談のための研修の実施

公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、建築士、住宅リフォーム事業者の方や医療・福祉・介護領域の方で住宅改造に携わる方を対象に、必要な基礎知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に研修会を実施した。

イ. 介護保険の給付対象となる住宅改修事業

市町村が申請窓口となって、高齢者が住み慣れた地域で、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため小規模な住宅改修（手すりの取付け、段差の改消、滑りの防止等のための床材等の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、これらの付帯工事）に対して、支給限度額を20万円として、要した費用の7割～9割が、介護保険から支給されている。

各市町村においては、申請者宅の実態調査や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施工状況の確認等を行い、適正な事業の執行に努めている。

大阪府としては、各市町村に対し情報提供や助言等の支援を行ってきた。

年 度	支 給 件 数
H27 年度	40,748 件
H28 年度	38,401 件
H29 年度	48,412 件 (H30.7 時点の暫定値)

ウ. 重度障がい者等住宅改造助成事業（府単独補助事業）

重度障がい者等が住み慣れた地域で、自立し、安心して生活を送れるよう、日常生活の基盤となる住宅の改造を促進するため、住宅改造助成事業を実施する市町村（政令指定市、中核市を除く）に対し補助を実施した。

	補助件数	
	市町村	戸数
H27 年度	26 市町村	118 戸
H28 年度	26 市町村	124 戸
H29 年度	26 市町村	103 戸
累計 (H11～29 年度)		4,807 戸

7. 民間との連携によるバリアフリー情報の提供

施設のハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、高齢者や障がい者、妊産婦等、利用者の立場に立ち、利用できる施設を「探しやすく、選びやすく」するためのソフト的な取り組みを推進するため、施設のバリアフリー情報を積極的に発信する取り組みとして、平成22年7月に飲食店舗情報提供サイト「ぐるなび」と連携し、当該サイトにおいて店舗のバリアフリーに関する情報発信を実施したことにより、下表のとおり、全国に普及している。

バリアフリー 情報 登録店舗数	平成26年 9月現在	平成27年 9月現在	平成28年 10月現在	平成29年 10月現在	平成30年 11月現在
全国	13,110件	13,758件	14,672件	15,727件	16,359件
東京都	2,025件	2,330件	2,752件	3,086件	3,260件
大阪府	1,291件	1,311件	1,387件	1,445件	1,478件
神奈川県	858件	922件	1,071件	1,157件	1,179件
愛知県	686件	702件	727件	768件	820件
兵庫県	672件	703件	729件	754件	758件

8. 車いす利用者用駐車区画の適正利用の取組み

「車いす利用者用駐車区画」等の適正利用に向け、平成 25 年 3 月に府立施設において、車いす利用者用駐車区画とともに高齢や妊娠中の方など配慮が必要な方の「ゆずりあい駐車区画」の両方の整備を開始するなど、「ダブルスペース」の推進と、ポスターやチラシによる府民や事業者等への啓発活動に取り組んできた。

平成 26 年 2 月からは、これらの取組みに加え、同区画をご利用いただくための利用証を交付する「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」を実施することとし、同年 1 月より、利用証の交付申請受付を開始した。

平成 26 年度以降は、「ダブルスペース」のさらなる拡大と利用証の適切な交付に取り組むことで、障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できる環境づくりに努めている。

○協力施設数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	民間施設	府立施設	市町村立施設	国施設	合計
協力施設数	135	237	129	27	528

○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」交付者数のべ（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	車いす	ゆずりあい	合計
平成 26 年度	559	1,273	1,832
平成 27 年度	400	1,021	1,421
平成 28 年度	446	1,107	1,553
平成 29 年度	582	1,767	2,349
合計	1,987	5,168	7,155

第 6 章 関連行政計画

1. 住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）

【目的・概要】

今後の住宅まちづくり政策が目指すべき目標を掲げるとともに、その枠組みや施策の展開方向を明示し、大阪府、市町村、公的団体、事業者、NPO、府民など、住宅まちづくりに関わる様々な主体が連携・協働を図り、施策を一体的かつ総合的に展開するための指針となる計画。

【計画期間】

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間

【福祉のまちづくりの位置付け】

「安心してくらすことができる住まいと都市」の実現に向け、「福祉のまちづくりの推進」を施策の方向性として位置づけ、住宅や都市のバリアフリー化を推進するとしています。

【個別の方針・計画】

○大阪府高齢者・障がい者住宅計画

高齢者・障がい者の住まいとまちづくりに関する総合的な施策を推進するための基本となる計画で、上位計画である「住まうビジョン・大阪」の改定に併せて平成 29 年 3 月に改定（計画期間 H28～37）。

○大阪府営住宅ストック総合活用計画

府民の貴重な資産である府営住宅を、将来のあるべき姿を見据えつつ、建替え、改善等の事業を適切に選択し、良質なストックの形成に資するとともに、募集や入居管理、資産活用等、総合的な活用を進めるため、今後 10 年間の活用方針を示す計画。

2. 第4次大阪府障がい者計画

【目的・概要】

長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画

【計画期間】

平成24年度から平成33年度までの10年間

【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

障がい者がまちで快適に生活できるよう「福祉のまちづくり」を推進すること等を位置づけています。

3. 大阪府高齢者計画2015

【目的・概要】

高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を中心とした、高齢者福祉施策を推進するための計画

【計画期間】

平成27年度から平成29年度までの3年間

【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出かけることができるなど、高齢者等に配慮したまちづくりを進めるために「福祉のまちづくりの推進」などを位置づけています。

1. 大阪府福祉のまちづくり審議会

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務を担当する。

【設置】平成24年度

【委員】

学識経験者、福祉・医療関係団体、障がい者団体、事業者団体、行政関係等 計29名

【平成29年度の活動】

○第6回審議会 平成29年11月13日開催

(1) 会長の選任等

(2) 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会における検討状況

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂
- ・まちのバリアフリー情報の提供及び鉄道駅等のバリアフリー化の推進
- ・今後、検討が考えられる事項
鉄道駅等のバリアフリー化の推進

(3) 報告事項

○大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例の施行状況の調査及び検討を行う。

【委員】

学識経験者、福祉・医療関係団体、障がい者団体、事業者団体、行政関係等 計16名

【平成29年度の活動】

○第12回部会 平成29年9月19日開催

2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議

【目的】

府有施設の整備に関する検討を行うとともに、福祉のまちづくりに関連する施策や業務についての全庁的な連絡調整を行う。

（従来、「府有建築物福祉整備庁内連絡調整会議」として、府有施設の整備のみに限定していた会議を、平成19年度会議にて拡充。）

【設置】平成4年9月24日

【組織】各部の総務課、および、政策企画部企画室、施設課（教育委員会、府警本部）

- ※事務局：福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
- 住宅まちづくり部建築指導室建築企画課
- 住宅まちづくり部公共建築室計画課

【平成29年度の活動】

平成29年4月11日 府有建築物の福祉のまちづくり条例適合状況調査を実施

3. 市町村連絡会議等

ア. 大阪府福祉のまちづくり市町村連絡会議

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例の事務の一部を委任している府内市町村と連絡調整し、条例の適正かつ円滑な運用を図る。

【設置】

平成6年4月1日

【組織】

大阪府及び府内市町村の事前協議担当課及び関係部課

【平成29年度の活動】

○連絡会議（平成30年2月19日、書面開催）

- ・大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説及び条例質疑応答集の改訂について
- ・大阪府福祉のまちづくり条例に関するご意見・ご質問
- ・福祉のまちづくり条例第31条に基づく事前協議に関するご意見・ご質問
- ・自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）の取り扱いについて（情報提供）
- ・バリアフリー性能表示の推進について

イ. 大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議

【目的】

大阪府内の鉄道駅舎等の生活関連施設及びその周辺地区の移動等円滑化を推進するため、関係する行政、事業者による連絡、調整及び情報交換等意思疎通を図る。

【設置】

平成14年9月18日

（平成18年度までは「大阪府交通バリアフリー推進連絡会議」として実施。）

【組織】

国、大阪府、府内市町村及び交通事業者のバリアフリー担当部署

【平成29年度の活動】

○ 連絡会議 平成29年6月23日

■ 国土交通省報告

- ・バリアフリー施策の課題と取組みの現状

■ 高槻市報告

- ・「国土交通省バリアフリー化推進功労者表彰の受賞について」

■ 大阪府報告

- ・大阪府内のバリアフリーの状況について
- ・「まちのバリアフリー情報の提供について」など
- ・各種団体からの要望について
- ・大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助について

■ 講演 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長 西尾 元秀

- ・講演 「障がい者にとってのバリアフリーについて」

1. ホームページでの情報提供

インターネットホームページによる情報提供

法律及び条例にかかる制度の解説や各種手続きの案内に加え、設計例・配慮例を示した設計マニュアルや、各種様式（申請書・チェックリスト等）を掲載するとともに、バリアフリー法や全国の鉄道駅のバリアフリー化状況を検索できるページ等へリンクをはり、実用的な情報提供を行っている。

（ホームページ項目）

「大阪府福祉のまちづくり条例」について

- ・都市施設の整備を計画されている方へ
- ・条例、様式、参考図書等のダウンロード
- ・パンフレット「みんなでやさしいまちづくり」
- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン
- ・よくあるご質問

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

- ・バリアフリー法の概要
- ・バリアフリー基本構想作成状況一覧
- ・バリアフリー法に関するホームページへ（国土交通省）

施設のバリアフリー情報

- ・まちのバリアフリー情報
- ・府有施設のバリアフリー情報
- ・市町村有施設のバリアフリー情報

福祉のまちづくり推進に向けた協定

- ・株式会社ぐるなびと協定を締結しました
- ・鉄道事業者と協定を締結しました

鉄道駅のバリアフリー化補助

- ・鉄道駅バリアフリー化設備整備補助制度の概要

大阪府福祉のまちづくり審議会

- ・大阪府福祉のまちづくり審議会等の概要
- ・大阪府福祉のまちづくり審議会等の開催状況等

関連ページ

- ・「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」について
- ・障がい福祉等の総合案内へ
- ・色覚障がいのある人に配慮したガイドライン

アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html

1. 公共交通施設・建築物等のバリアフリー化の進捗について

高齢者、障害者にも利用しやすい交通や公共施設を実現するため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「基本方針」（告示）において、平成32年度までの整備目標が定められている。

ア. 建築物の進捗率

【目標値】

2,000㎡以上の特別特定建築物について移動等円滑化基準を約60%

【進捗率】（平成28年度末）

民間施設 約59.5%、公共施設 約66%

イ. 旅客施設・車両等の進捗率

【目標値】

利用者数3,000人/日以上以上の駅についてエレベーター又はスロープ等の段差解消を原則100%

【進捗率】（平成29年度末）

94%

ウ. 道路の進捗率

【目標値】

重点整備地区の主要な生活関連経路を構成する道路について移動等円滑化を原則100%

【進捗率】（平成30年度）

88.4%

エ. 公園の進捗率

【目標値】

都市公園の園路及び広場について移動等円滑化を約60%

【進捗率】（平成28年度末）

65%

オ. 路外駐車場の進捗率

【目標値】

特定路外駐車場について移動等円滑化を約70%

【進捗率】（平成28年度末）

約60%